

寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指導の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により障害福祉サービス事業者等に対する指導に係る基本的事項を定めることにより、自立支援・障害児通所等給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。

(2) 障害福祉サービス事業者等 自立支援・障害児通所等給付対象サービスを行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者

(3) 基準条例等 次のアからサまでに掲げる条例又は厚生労働省令等国が定める基準等をいう。

ア 寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第52号）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

働省告示第124号)

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）

キ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

ク 寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年寝屋川市条例第16号）

ケ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

コ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

サ こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

(4) 自立支援・障害児通所等給付対象サービス 法第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（自立支援医療、療養介護医療又は補装具の販売及び修理を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児相談支援をいう。

(5) 自立支援給付費等 自立支援・障害児通所等給付対象サービスに係る給付費をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は児童福祉法の例による。

(指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準条例等に定める事項その他必要と認める事項について周知徹底を図るものとする。

(指導の種類等)

第4条 指導の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 集団指導 指導の対象となる者を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習形式で行う指導又はオンライン会議システム、ホームページ等の活用による動画の配信等により行う指導

(2) 運営指導 指導の対象となる者の事業所において、原則、実地で行う指導
(指導対象の選定)

第5条 指導の対象は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げるところにより選定する。

(1) 集団指導の対象者の選定基準 集団指導の対象者については、障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援・障害児通所等給付対象サービスの取扱い、自立支援給付費等の請求の内容、制度改正内容及び障害児又は障害者の虐待事案を始めとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導の対象者の選定基準 運営指導の対象者については、集団指導の出欠状況、過去の指導の実施状況その他障害福祉サービス事業者等の事業等の運営状況に応じて選定する。

(指導の内容)

第6条 指導の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する事項
- (2) 自立支援給付費等の請求に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(実施方法等)

第7条 第4条第1号に規定する集団指導は、次の各号のとおり実施する。

(1) 指導通知 集団指導の対象者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により集団指導の対象となる者に通知する。

(2) 指導方法 自立支援・障害児通所等給付対象サービスの取扱い、自立支援給付費等の内容、制度改正内容及び障害児又は障害者への虐待事案を始めとした過去の指導事例等について講習等の方式又はオンライン会議システム、ホームページ等の活用による動画の配信等により行う方式で行う。この場合において、集団指導に欠席した者には、必要な情報提供に努めるものとする。

2 第4条第2号に規定する運営指導は、次の各号のとおり実施する。

(1) 指導通知 運営指導の対象者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該運営の対象者に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害児又は障害者への虐待が疑われているなどの理由により、あ

らかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法 運営指導の対象の関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行い、その結果については、必要に応じて関係者に対して講評を行う。

(運営指導の結果通知等)

第8条 運営指導の結果は、当該運営指導の対象者に対して、後日文書により通知する。

2 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び自立支援給付費等について過誤による調整を要すると認められた事項には、その旨を前項に規定する文書において通知するとともに、当該通知した事項について文書により報告するよう求めるものとする。

(自主点検の指導等)

第9条 運営指導において、自立支援給付費等の請求に関して過誤が確認されたときは、当該実地指導の対象者に対して、サービス提供を行った全ての事例に関して、自主的に点検させるとともに当該自主点検の結果過誤が確認されたときは、当該過誤に係る自立支援給付費等の調整を行うよう指導するものとする。

(監査への変更)

第10条 運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の監査の実施に関する要綱（平成31年4月1日制定）に定めるところにより、直ちに監査を行うものとする。

(1) 基準条例等に係る重大な違反の事実が確認された場合又は疑われる場合

(2) 利用者に対して、虐待（適切な手続を踏まない身体的拘束を含む。）を行ったと判断される場合又は疑われる場合

(3) 自立支援給付費等の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合又は疑われる場合

（関係行政機関等との連携）

第11条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施を行うものとする。

（委任等）

第12条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（寝屋川市障害福祉サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の廃止）

2 寝屋川市障害福祉サービス事業者等の指導及び監査実施要綱（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。